

第 5 次 改訂案

第 4 次

L P ガス販売指針

(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

令和 7 年 1 月 第 5 次改訂

一般社団法人 全国 L P ガス協会

L P ガス販売指針

(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

平成 2 9 年 3 月 第 4 次改訂

一般社団法人 全国 L P ガス協会

第5次 改訂案

第4次

初 版 平成12年9月 策定
第1次改訂 平成15年4月 改訂
第2次改訂 平成22年6月 改訂
第3次改訂 平成27年3月 改訂
第4次改訂 平成29年3月 改訂
第5次改訂 令和 7年1月 改訂

初 版 平成12年9月 策定
第1次改訂 平成15年4月 改訂
第2次改訂 平成22年6月 改訂
第3次改訂 平成27年3月 改訂
第4次改訂 平成29年3月 改訂

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

第1章 総論<LPガス販売事業者が守るべき5つの原則>・・・・・・・・ P 6

- 1. 5つの原則
- 2. 消費者の選択の自由
- 3. 関係法令の遵守
- 4. 消費者からの苦情・相談への対応

第2章 取引の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8

- 1. 勧誘・申込みの適正化
- 2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等
- 3. 契約の締結
- 4. 自社情報の消費者への提供

第3章 消費配管・ガス機器等に関して契約時に説明すべき事項・・・・ P 19

- 1. これまでの経緯
- 2. 消費設備に対する営業行為の一部是正
- 3. 契約・解約時の注意事項
- 4. 貸付配管の取扱い

第4章 LPガス販売事業者の変更・・・・・・・・ P 23

- 1. 解約の通知
- 2. LPガス料金等の清算
- 3. 供給設備等の撤去

第5章 料金の透明性の確保・・・・・・・・ P 26

- 1. 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)
- 2. 料金情報の提供と十分な説明
- 3. 価格の算定方法
- 4. 料金情報の積極的な提供

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・ P 31

目次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

第1章 総論<LPガス販売事業者が守るべき5つの原則>・・・・・・・・ P 3

- 1. 5つの原則
- 2. 消費者の選択の自由
- 3. 関係法令の遵守
- 4. 消費者からの苦情・相談への対応

第2章 取引の適正化・・・・・・・・ P 5

- 1. 勧誘・申込みの適正化
- 2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等
- 3. 契約の締結

第3章 消費配管・ガス機器等の貸付・・・・・・・・ P 13

- 1. 過去の経緯
- 2. 契約・解約時の注意事項
- 3. 消費配管・ガス機器等の取扱い

第4章 LPガス販売事業者の変更・・・・・・・・ P 16

- 1. 解約の通知
- 2. LPガス料金等の清算
- 3. 供給設備等の撤去

第5章 料金の透明性の確保・・・・・・・・ P 19

- 1. 料金情報の提供と十分な説明
- 2. 価格の算定方法
- 3. 料金情報の積極的な提供

参考資料・・・・・・・・ P 24

第5次 改訂案

LPガス販売指針
(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

はじめに

平成9年の液化石油ガス法大改正を契機に、いわゆるブローカー業者(LPガスの顧客を他の販売業者に媒介又は取り次ぎ等を行う業者)が首都圏を中心に消費者を巻き込んだ契約トラブルを多数発生させるようになりました。

平成11年6月に公正取引委員会は「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正を指導しました。これを受け経済産業省は、同年10月に取引適正化・料金透明化に向けた流通アクションプランを発表しました。

これらの指導等を踏まえ、社団法人日本エルピーガス連合会(当協会の前身のひとつ)では、平成12年9月に取引適正化・料金透明化を内容としたLPガス販売指針を業界自主ルールとして策定し、会員のLPガス販売業者に周知・徹底を行いました。

平成13年7月にはLPガス販売事業者の変更に伴うトラブルの防止のため、液化石油ガス法施行規則(省令)の改正「無断撤去の禁止のルール化」がありました。さらに、平成21年には特定商取引法の改正により消費者保護政策の一層の強化が、平成22年には独占禁止法の改正により不当廉売等の基準の明確化がなされました。一連の法令改正を受け、当協会ではLPガス販売指針を適宜改訂して周知・徹底を行いました。

また、電力の小売全面自由化が平成28年4月から、都市ガスの小売全面自由化が平成29年4月からそれぞれ実施されることになり、エネルギー間競争の激化が予想されました。そのような状況下で、個々のLPガス販売事業者が消費者から選ばれ続けるためには、一層の取引適正化・料金透明化が必要となることから、平成27年3月にLPガス販売指針の第3次改訂を行い、周知・徹底を図りました。

第4次改訂は平成29年2月に「液化石油ガス施行規則(省令)の一部改正」と、「同規則の運用・解釈(通達)の一部改正」が公布され、適正なLPガス販売の指針として「液化石油ガスの小売営業における取引適正化に関する指針(LPガス小売営業ガイドライン)」の制定を受けて策定いたしました。

経済産業省は、令和5年3月から令和6年5月までの間の資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ(以下、流通WG)の審議を経て、LPガスの料金の透明化及び取引の適正化を図るため、①液化石油ガス法施行規則の一部改正(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行、三部料金制の徹底は令和7年4月2日施行、(以下、「改正省令」という。))と、②同規則の運用・解釈(通達)の一部改正(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行)をするとともに、③適正なLPガス販売の指針として、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LPガス小売営業ガイドライン)」の一部改正(令和6年4月2日公布、令和6年7月2日施行)を行いました。

第4次

LPガス販売指針
(取引適正化・料金情報提供の自主ルール)

はじめに

平成9年の液化石油ガス法大改正を契機に、いわゆるブローカー業者(LPガスの顧客を他の販売業者に媒介又は取り次ぎ等を行う業者)が首都圏を中心に消費者を巻き込んだ契約トラブルを多数発生させるようになりました。

平成11年6月に公正取引委員会は「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正を指導しました。これを受け経済産業省は、同年10月に取引適正化・料金透明化に向けた流通アクションプランを発表しました。

これらの指導等を踏まえ、社団法人日本エルピーガス連合会(当協会の前身のひとつ)では、平成12年9月に取引適正化・料金透明化を内容としたLPガス販売指針を業界自主ルールとして策定し、会員のLPガス販売業者に周知・徹底を行いました。

平成13年7月にはLPガス販売事業者の変更に伴うトラブルの防止のため、液化石油ガス法施行規則(省令)の改正「無断撤去の禁止のルール化」がありました。さらに、平成21年には特定商取引法の改正により消費者保護政策の一層の強化が、平成22年には独占禁止法の改正により不当廉売等の基準の明確化がなされました。一連の法令改正を受け、当協会ではLPガス販売指針を適宜改訂して周知・徹底を行いました。

また、電力の小売全面自由化が平成28年4月から、都市ガスの小売全面自由化が平成29年4月からそれぞれ実施されることになり、エネルギー間競争の激化が予想されました。そのような状況下で、個々のLPガス販売事業者が消費者から選ばれ続けるためには、一層の取引適正化・料金透明化が必要となることから、平成27年3月にLPガス販売指針の第3次改訂を行い、周知・徹底を図りました。

さらに、今回、経済産業省は、総合資源エネルギー調査会液化石油ガス流通ワーキンググループの審議を経て、LPガスの料金の透明化及び取引の適正化を図るため、①液化石油ガス施行規則の一部改正(平成29年2月22日公布、同年6月1日施行)と、②同規則の運用・解釈(通達)の一部改正(平成29年2月22日公布、同年6月1日施行)するとともに、③LPガス販売における望ましい行為と望ましくない行為を記した「液化石油ガスの小売営業における取引適正化に関する指針(LPガス小売営業ガイドライン)」の制定(平成29年2月22日制定、同日施行)を行いました。

第5次 改訂案	第4次
<p>以上を踏まえ、当協会では業界自主ルールであるLPガス販売指針を見直し、第5次改訂版として、再度、周知・徹底を行うことといたしました。LPガスは、国民生活や経済活動に不可欠なエネルギー源といえます。</p> <p>LPガス業界では、2050年カーボンニュートラルに向けて様々な取り組みを行っており、脱炭素とエネルギーの安定供給、経済成長の同時達成の実現を目指すGX(グリーントランスフォーメーション)推進の中、グリーンLPガスの開発も進められていくなど、今後の発展に向けた取り組みが官民一体で行われています。</p> <p>こうした中、LPガスが消費者から真に信頼され選択され続けるために、全国のLPガス販売事業者の皆様には本指針をご理解の上、的確にご対応いただきますようお願いいたします。</p>	<p>以上を踏まえ、当協会では業界自主ルールであるLPガス販売指針を見直し、第4次改訂版として、再度、周知・徹底を行うことといたしました。エネルギー間の大競争時代において、LPガスが消費者から真に信頼され選択され続けるために、全国のLPガス販売事業者の皆様には本指針をご理解の上、早急な対応いただきますようお願いいたします。</p>
<p>今後もLPガス業界を取り巻く環境などの変化に応じて、LPガス販売指針の見直しを行ってまいりますので、何卒、ご協力をお願いいたします。</p>	<p>今後もLPガス業界を取り巻く環境などの変化に応じて、LPガス販売指針の見直しを行ってまいりますので、何卒、ご協力をお願いいたします。</p>
<p>【策定・改訂の経緯】</p> <p>平成12年9月 LPガス販売指針の策定 内容：公正取引委員会からの無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正指導と経済産業省が発表した流通アクションプランに基づき、業界自主ルールとして策定</p> <p>平成15年4月 LPガス販売指針の1次改訂 内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正「無断撤去の禁止のルール化」を受けて改訂</p> <p>平成22年6月 LPガス販売指針の2次改訂 内容：特定商取引法の改正、独占禁止法の改正を受けて改訂</p> <p>平成27年3月 LPガス販売指針の3次改訂 内容：電力と都市ガスの小売全面自由化に備えて改訂</p> <p>平成29年3月 LPガス販売指針の4次改訂 内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正、同規則の運用・解釈(通達)の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LPガス小売営業ガイドライン)の制定を受けて改訂</p> <p>令和7年〇月 LPガス販売指針の5次改訂 内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正、同規則の運用・解釈(通達)及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LPガス小売営業ガイドライン)の改正を受けて改訂</p> <p style="text-align: right;">令和7年〇月〇〇日 一般社団法人全国LPガス協会 会 長 山 田 耕 司</p>	<p>【策定・改訂の経緯】</p> <p>平成12年9月 LPガス販売指針の策定 内容：公正取引委員会からの無償配管の慣行及び不透明な料金体系の是正指導と経済産業省が発表した流通アクションプランに基づき、業界自主ルールとして策定</p> <p>平成15年4月 LPガス販売指針の1次改訂 内容：液化石油ガス法施行規則の改正「無断撤去の禁止のルール化」を受けて改訂</p> <p>平成22年6月 LPガス販売指針の2次改訂 内容：特定商取引法の改正、独占禁止法の改正を受けて改訂</p> <p>平成27年3月 LPガス販売指針の3次改訂 内容：電力と都市ガスの小売全面自由化に備えて改訂</p> <p>平成29年3月 LPガス販売指針の4次改訂 内容：液化石油ガス法施行規則(省令)の改正、同規則の運用・解釈(通達)の改正及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(LPガス小売営業ガイドライン)の制定を受けて改訂</p> <p style="text-align: right;">平成29年3月22日 一般社団法人全国LPガス協会 会 長 北 嶋 一 郎</p>

第1章 総論

<LPガス販売事業者が守るべき5つの原則>

1. 5つの原則

LPガスの販売事業が適法・適正に行われるには、次の5つの原則が常に守られていなければなりません。

このうちの一つでもおろそかにされれば、その事業活動は適法・適正ではなくなりますので、遵守する必要があります。

- (1) 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること
- (2) 取引関係(契約の内容と締結)を明確にして、**契約の前に**消費者に説明すること
- (3) 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること
- (4) 保安の確保を不断の努力で全うすること
- (5) 料金算定方法などに合理性があり、消費者に説明し、理解されていること

全国のLPガス販売事業者(以下「販売事業者」という。)が、常に上記の5つの原則に留意しながら、コンプライアンス(法令遵守)とコーポレート・ガバナンス(企業統治)を実施し、日々の業務を遂行していけば、消費者や他の販売事業者・異業種事業者とのトラブルも回避でき、また、行政機関からの指摘などを受けることもありません。

消費者から「LPガスの料金はどうなっているのかわからない。不当に高く買わされているのではないか。」と疑問視されたり、販売事業者の変更に際し、配管その他の設備関係の所有権・使用权、経済的価値をめぐって販売事業者間や消費者との間で無用なトラブルを起こさないようにすることが必要です。権利関係を明確にし、販売事業者の変更に当たっての取決めを守ることは、LPガス業界全体に対する国民の信頼を得るために絶対に必要なことです。

言い換えれば、上記5原則を守っている販売事業者は「良識のある販売事業者」であると言えます。この5原則を義務的なものとして受け止めるのではなく、「良識のある販売事業者」としての信頼を得るための経営上の有力な武器として認識し、積極的に日々不断の努力をしていくべきものと考えます。

第1章 総論

<LPガス販売事業者が守るべき5つの原則>

1. 5つの原則

LPガスの販売事業が適法・適正に行われるには、次の5つの原則が常に守られていなければなりません。

このうちの一つでもおろそかにされれば、その事業活動は適法・適正ではなくなりますので、遵守する必要があります。

- (1) 消費者のエネルギー選択の自由を尊重すること
- (2) 取引関係(契約の内容と締結)を明確にして、消費者に説明すること
- (3) 継続的・安定的にガスを供給する体制が整っていること
- (4) 保安の確保を不断の努力で全うすること
- (5) 料金算定方法などに合理性があり、消費者に説明し、理解されていること

全国のLPガス販売事業者(以下「販売事業者」という。)が、常に上記の5つの原則に留意しながら、コンプライアンス(法令遵守)とコーポレート・ガバナンス(企業統治)を実施し、日々の業務を遂行していけば、消費者や他の販売事業者・異業種事業者とのトラブルも回避でき、また、行政機関からの指摘などを受けることもありません。

消費者から「LPガスの料金はどうなっているのかわからない。不当に高く買わされているのではないか。」と疑問視されたり、販売事業者の変更に際し、配管その他の設備関係の所有権・使用权、経済的価値をめぐって販売事業者間や消費者との間で無用なトラブルを起こさないようにすることが必要です。権利関係を明確にし、販売事業者の変更に当たっての取決めを守ることは、LPガス業界全体に対する国民の信頼を得るために絶対に必要なことです。

言い換えれば、上記5原則を守っている販売事業者は「良識のある販売事業者」であると言えます。この5原則を義務的なものとして受け止めるのではなく、「良識のある販売事業者」としての信頼を得るための経営上の有力な武器として認識し、積極的に日々不断の努力をしていくべきものと考えます。

2. 消費者の選択の自由

LPガス販売においては、消費者と供給契約を締結した後は、その消費者との取引が継続的・安定的に推移するため、しばしばこの契約関係をあたかも自己の既得権のように誤解する向きがあります。

これは明らかに間違った認識であり、消費者がどのエネルギーを誰から購入するかは、本来自由でなければなりません。特に、2050年カーボンニュートラルに向けて、脱炭素とエネルギーの安定供給、経済成長の同時達成の実現を目指すGX(グリーントランスフォーメーション)推進の中、LPガスが消費者から選ばれるエネルギーになるよう努めなければなりません。

料金問題、配管問題や過大な営業行為などの是正を進めていくために、LPガス業界全体でこのLPガス販売指針(以下「販売指針」という。)に即して日々の業務を推進しましょう。

3. 関係法令の遵守

LPガスの販売は、液化石油ガス法、高圧ガス保安法、特定商取引法、独占禁止法など関係法令を遵守して行われるべきことは言うまでもありません。

したがって、関係法令の規程に関する内容を守らなかった場合には、「違法性」ないしは「不当性」を追及されることがあり、社会的非難を受けることが予想されます。十分に内容を理解するとともに適正に遵守しなければなりません。

すべての販売事業者の経営トップから現場従事者(委託先を含む)までが、この販売指針に沿った行動をするよう積極的に努力しましょう。

4. 消費者からの苦情・相談への対応

消費者との信頼関係を強化し、顧客満足度を向上させることが重要です。

そのためには、消費者からの料金等の相談(苦情・問い合わせ)には誠実に対応し、また、都道府県協会のお客様相談所より相談の連絡があった場合には、販売事業者自らが速やかに、問題解決を図るべく真摯に対応しましょう。

併せて、相談を受けた場合はその記録簿を作成しましょう。

2. 消費者の選択の自由

LPガス販売においては、消費者と供給契約を締結した後は、その消費者との取引が継続的・安定的に推移するため、しばしばこの契約関係をあたかも自己の既得権のように誤解する向きがあります。

これは明らかに間違った認識であり、消費者がどのエネルギーを誰から購入するかは、本来自由でなければなりません。特に、電力・都市ガスの小売の全面自由化にともない、エネルギー間競争はより一層激しくなりますが、消費者を他のエネルギー事業者及び同業他社との切替トラブルに巻き込まないようにしなければなりません。

料金問題、配管問題などで、LPガス業界全体が不透明で前近代的なイメージで見られることのないよう、このLPガス販売指針(以下「販売指針」という。)に即して日々の業務を推進しましょう。

3. 関係法令の遵守

LPガスの販売は、液化石油ガス法、特定商取引法、独占禁止法など関係法令を遵守して行われるべきことは言うまでもありません。

したがって、関係法令の規程に関する内容を守らなかった場合には、「違法性」ないしは「不当性」を追及されることがあり、社会的非難を受けることが予想されます。十分に内容を理解するとともに適正に遵守しなければなりません。

すべての販売事業者の経営トップから現場従事者(委託先を含む)までが、この販売指針に沿った行動をするよう積極的に努力しましょう。

4. 消費者からの相談への対応

消費者との信頼関係を強化し、顧客満足度を向上させることが重要です。

そのためには、消費者からの料金等の相談(苦情・問い合わせ)には誠実に対応し、また、都道府県協会のお客様相談所より相談の連絡があった場合には、販売事業者自らが速やかに、問題解決を図るべく真摯に対応しましょう。

併せて、相談を受けた場合はその記録簿を作成しましょう。

第2章 取引の適正化

販売事業者と消費者との間で訪問販売・通信販売などの取引が行われる際には、「**広告**」、「**勧誘**」、「**申込み**」、そして「**契約**」が行われます。その活動は、(1)特定商取引法、(2)景品表示法、(3)消費者契約法、(4)独占禁止法、(5)液化石油ガス法により規制されています。

特に、LPガスの販売契約はほとんどが消費者宅において締結されることから、液化石油ガス法だけでなく、特定商取引法の規制を受けることとなります。

特定商取引法 第2条

- ・「訪問販売」とは、
販売業者または役務提供事業者が、店舗以外の場所（例えば消費者宅）で契約を締結して行う商品・権利の販売または役務（サービス）の提供等をいう。
- ・「通信販売」とは、
販売業者又は役務提供事業者が、インターネット・ダイレクトメール・新聞広告等を利用し、契約を締結して行う商品・権利の販売または役務（サービス）の提供をいう。
- ・「電話勧誘販売」とは、
販売業者又は役務提供事業者が、電話で勧誘し、郵便等を利用し、契約を締結して行う商品・権利の販売または役務（サービス）の提供をいう。

* 新規顧客と取引する場合だけでなく、既存の顧客に対する場合でも、ガス機器の販売や役務の提供が特定商取引法の対象になる場合があります。十分注意してください。

1. 勧誘・申込みの適正化

(1) 訪問販売

LPガスの販売のため消費者宅を訪問した場合は、特定商取引法により次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 勧誘の前に、事業者名、勧誘が目的である旨等を明示しなければなりません。
- ② 商品内容、条件を消費者に納得のいくように十分に説明し、理解を得なければなりません。

特定商取引法による罰則規程

不実告知、威迫困惑、重要事項の故意の不告知等に対しては、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(又は併科)が科されるほか、指示及び業務停止命令等の対象となります。

第2章 取引の適正化

販売事業者と消費者との間で訪問販売・通信販売などの取引が行われる際には、「**勧誘**」、「**申込み**」、そして「**契約**」が行われます。その活動は、(1)特定商取引法(2)消費者契約法(3)独占禁止法(4)液化石油ガス法により規制されています。

特に、LPガスの販売契約はほとんどが消費者宅において締結されることから、液化石油ガス法だけでなく、特定商取引法の規制を受けることとなります。

特定商取引法 第2条

- ・「訪問販売」とは、
販売業者または役務提供事業者が、店舗以外の場所（例えば消費者宅）で契約を締結して行う商品・権利の販売または役務（サービス）の提供をいう。
- ・「通信販売」とは、
販売業者又は役務提供事業者が、インターネット・ダイレクトメール・新聞広告等を利用し、契約を締結して行う商品・権利の販売または役務（サービス）の提供をいう。
- ・「電話勧誘販売」とは、
販売業者又は役務提供事業者が、電話で勧誘し、郵便等を利用し、契約を締結して行う商品・権利の販売または役務（サービス）の提供をいう。

* 新規顧客と取引する場合だけでなく、既存の顧客に対する場合でも、ガス機器の販売や役務の提供が特定商取引法の対象になる場合があります。十分注意してください。

1. 勧誘・申込みの適正化

(1) 訪問販売

LPガスの販売のため消費者宅を訪問した場合は、特定商取引法により次の事項を遵守しなければなりません。

- ① 勧誘の前に、事業者名、勧誘目的である旨等を明示しなければなりません。
- ② 商品内容、条件を消費者に納得のいくように十分に説明し、理解を得なければなりません。

特商法による罰則規程

第5次 改訂案

書面交付義務違反(不交付、虚偽記載、不備記載等)に対しては6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金(又は併科)が科せられるほか、指示及び業務停止命令等の対象となります。

主な説明事項

- i) LPガス料金(三部料金制)とその算定方法、その他の費用(貸付設備の利用料等)、支払時期、支払方法
- ii) 保安に関する設備とその費用負担
- iii) 契約期間および中途解約の条件
- iv) 保安業務・サービスに関する事項
- v) 保安管理に関する責任分担
- vi) LPガス設備の所有関係
- vii) クーリングオフ制度

③ 消費者から申込みを受けたときは、直ちに特定商取引法第4条に定める書面(以下、「申込時書面」という。)もしくは申込みをした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メール等)で交付しなければなりません。

なお、申込時書面を作成するには、消費者の署名、押印が必要になります。

④ その後、契約を締結したときは、遅滞なく、特定商取引法第5条に定める書面(以下、「契約時書面」という。)もしくは契約をした者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メール等)で交付しなければなりません。

なお、契約時書面を作成するには、消費者の署名、押印が必要になります。

(2) 通信販売

① インターネット、ダイレクトメール、新聞等に広告を掲載する際には、特定商取引法第11条に定める事項について記載しなければなりません。

② 広告スペースの関係で全ての事項を記載できない場合には、広告内に消費者からの請求により、遅滞なく書面又は電子メールで交付する旨を記載しなければなりません。

③ 誇大広告をしてはなりません(特定商取引法第12条)。

(3) 電話勧誘販売

消費者への十分な説明ができないため、電話勧誘販売を行うことは望ましくありません。

第4次

交付義務違反(不交付、虚偽記載、不備記載等)に対しては100万円以下の罰金が科せられるほか、指示及び業務停止命令の対象となります。

主な説明事項

- i) LPガス料金とその算定方法、その他の費用(貸付設備の利用料等)、支払時期、支払方法
- ii) 保安に関する設備とその費用負担
- iii) 契約期間および中途解約の条件
- iv) 保安業務・サービスに関する事項
- v) 保安管理に関する責任分担
- vi) LPガス設備の所有関係
- vii) クーリングオフ制度

③ 消費者から申込みを受けたときは、直ちに特定商取引法第4条に定める書面(以下、「申込時書面」という。)を交付しなければなりません。

④ その後、契約を締結したときは、遅滞なく、特定商取引法第5条に定める書面(以下、「契約時書面」という。)を交付しなければなりません。

(2) 通信販売

① インターネット、ダイレクトメール、新聞等に広告を掲載する際には、特定商取引法第11条に定める事項(巻末参照)について記載しなければなりません。

② 広告スペースの関係で全ての事項を記載できない場合には、広告内に消費者からの請求により、遅滞なく書面又は電子メールで交付する旨を記載しなければなりません。

③ 誇大広告をしてはなりません(特定商取引法第12条)。

(3) 電話勧誘販売

消費者への十分な説明ができないため、電話勧誘販売を行うことは望ましくありません。

第5次 改訂案

◎ 特定商取引法に関する注意事項(申込時・契約時の書面交付)

特定商取引法第4条及び第5条により、訪問販売の場合、消費者から申込みを受けたときには、**直ちに**その申込みの取引条件の内容を記載した書面(申込時書面)を交付することが義務付けられています。その後、契約を締結したときには、**遅滞なく**申込時の条件内容を記載した書面(契約時書面)を交付することが義務付けられています。

ただし、申込みを受けた際に、即座に契約締結にまで至った場合は、**直ちに**契約時書面のみの交付とすることが認められています。

また、消費者の承認を得た場合に限り、上記の書面に記載すべき事項を電磁的方法(電子メール等)で提供することが認められていますが、その承諾を得る方法や事前説明、提供方法、禁止行為等が政省令で細かく規定されているので注意が必要です。

(注意事項)

契約を締結したときには、特定商取引法第5条に定める契約時書面と液化石油ガス法第14条(以下、「14条書面」という。)に定める書面の2つの書面交付が必要となります。

ただし、契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められています。

(参考資料：14条書面ひな型参照)

2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等

(1) 特定商取引法上の勧誘規制行為

LPGガスの訪問販売の勧誘については、以下の点に注意してください。

① 勧誘に際しての明示義務

訪問販売の勧誘の前に、事業者名、勧誘が目的である旨、商品の種類等を明示しなければなりません。

(不適切な例)

- ・訪問販売に係る契約について、勧誘をするに際し、「〇〇センターです」等と虚偽の名称を名乗ること。
- ・「LPGガス料金を無料診断する」等と勧誘する目的と違うことを言うこと。
- ・「お宅の料金が適正か調べるだけ。」等と勧誘する目的を明らかにしないこと。
- ・勧誘員が、保安点検と偽って消費者宅に入り、LPGガス料金を聞き出し、契約している販売事業者より安い料金をうたっている販売事業者を紹介すること。

② 不実の告知の禁止

訪問販売の勧誘の際に、事実でないことを伝える行為は禁止されています。

第4次

◎ 特定商取引法に関する注意事項(申込時・契約時の書面交付)

特定商取引法第4条及び第5条により、訪問販売の場合、消費者から申込みを受けたときには、その申込みの取引条件の内容を記載した書面(申込時書面)の交付が義務付けられています。その後、契約を締結したときには、申込時の条件内容を記載した書面(契約時書面)の交付が義務付けられています。

ただし、申込みを受けた際に、即座に契約締結にまで至った場合は、契約時書面のみの交付とすることが認められています。

(注意事項)

契約を締結したときには、特定商取引法第5条に定める契約時書面と液化石油ガス法第14条(以下、「14条書面」という。)に定める書面の2つの書面交付が必要となります。

ただし、契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められています。

(巻末参考資料：14条書面ひな型)

2. 勧誘時の注意事項・禁止事項等

(1) 特定商取引法上の勧誘規制行為

LPGガスの訪問販売の勧誘については、以下の点に注意してください。

① 勧誘に際しての明示義務

訪問販売の勧誘の前に、事業者名、勧誘目的である旨、商品の種類等を明示しなければなりません。

(不適切な例)

- ・訪問販売に係る契約について、勧誘をするに際し、「〇〇センターです」等と虚偽の名称を名乗ること。
- ・「LPGガス料金を無料診断する」等と勧誘する目的と違うことを言うこと。
- ・「お宅の料金が適正か調べるだけ。保険の窓口と思ってもらえばいい」等と勧誘する目的を明らかにしないこと。

② 不実の告知の禁止

訪問販売の勧誘の際に、事実でないことを伝える行為は禁止されています。

第5次 改訂案

(不適切な例)

- ・訪問販売の勧誘の際に、実際には現販売事業者との間で解約料が発生するにもかかわらず、「解約に伴う費用は一切かからない」旨を告げること。

③ 重要事項の不告知の禁止

当該契約に関して、消費者にとって不利益となる事実があるにもかかわらず、故意に知らせない行為は禁止されています。

(不適切な例)

- ・配管やガス機器等が現販売事業者の所有であり、解約に伴い消費者に利用料が請求される契約であるにもかかわらず、その旨を消費者に故意に知らせないこと。

④ 「威迫して困惑させる」行為の禁止

「契約の締結又は契約の申込みの撤回若しくは解除」を妨げるため、消費者を威迫して困惑させる行為は禁止されています。

- (注) 威迫とは、脅迫に至らない程度の人に不安を生じさせる行為
- (注) 困惑させるとは、困り戸惑わせる行為

⑤ 再勧誘の禁止

消費者から一度、断られたときは、引き続き又は後日の勧誘はいずれも禁止されています。

(不適切な例)

- ・販売事業者が自らと契約するよう勧誘をした際に、消費者が「販売事業者を替える気はない」旨の意思を表示したにもかかわらず、その場で引き続き勧誘を行うこと。

(2) 独占禁止法の不公正な取引方法

独占禁止法は、事業者による不公正な取引方法を禁止し、事業者間の公正かつ自由な競争により、一般消費者の利益と選択の自由を確保することを目的としています。

① 差別対価

- ・「不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」(独占禁止法第2条第9項第2号)
- ・「独占禁止法第2条第9項第2号に該当する行為のほか、不当に地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること」(不公正な取引方法の告示第3項)

第4次

(不適切な例)

- ・訪問販売の勧誘の際に、実際には現販売事業者との間で解約料が発生するにもかかわらず、「解約に伴う費用は一切かからない」旨を告げること。

③ 重要事項の不告知の禁止

当該契約に関して、消費者にとって不利益となる事実があるにもかかわらず、故意に知らせない行為は禁止されています。

(不適切な例)

- ・配管やガス機器等が現販売事業者の所有であり、解約に伴い消費者に利用料が請求される契約であるにもかかわらず、その旨を消費者に故意に知らせないこと。

④ 「威迫して困惑させる」行為の禁止

「契約の締結又は契約の申込みの撤回若しくは解除」を妨げるため、消費者を威迫して困惑させる行為は禁止されています。

- (注) 威迫とは、脅迫に至らない程度の人に不安を生じさせる行為
- (注) 困惑させるとは、困り戸惑わせる行為

⑤ 再勧誘の禁止

消費者から一度、断られたときは、引き続き又は後日の勧誘はいずれも禁止されています。

(不適切な例)

- ・販売事業者が自らと契約するよう勧誘をした際に、消費者が「販売事業者を替える気はない」旨の意思を表示したにもかかわらず、その場で引き続き勧誘を行うこと。

(2) 独占禁止法の不公正な取引方法

独占禁止法は、事業者による不公正な取引方法を禁止し、事業者間の公正かつ自由な競争により、一般消費者の利益と選択の自由を確保することを目的としています。

① 差別対価

- ・「不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」(独占禁止法第2条第9項第2号)
- ・「独占禁止法第2条第9項第2号に該当する行為のほか、不当に地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受けること」(不公正な取引方法の告示第3項)

第5次 改訂案

なお、同一販売事業者が異なる地域において、その料金水準を異なるものとするのが合理的な理由の一つになり得る場合があります。例えば、①地域による配送コストや単位消費量の相違②その地域の競争の程度などです。

しかし、いかに競争が激化していたとしても、異なる地域または同一地域において著しく異なる料金水準でLPガスを販売する行為は、不公正な取引方法(独占禁止法違反)に該当する可能性があり、消費者の信頼を損なうものです。

具体的には、その販売の規模、態様、数量およびその価格差などを勘案して判断されます。例えば、ある販売事業者が有力事業者であり、自己の支配が確立されている地域では高価格の料金水準を採用しながら、その他の地域では競争相手を排除するため、採算を度外視した料金水準を採用し他の事業者の事業活動を困難にさせるような場合は、独占禁止法に違反するものと解されます。

② 不当廉売

・「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」(独占禁止法第2条第9項第3号)

・「独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」(不公正な取引方法の告示第6項)

「不当廉売」とは、正当な理由がないのにコストを下回る価格、つまり通常では供給を継続することができないような低価格を設定することをいいます。

「不当廉売」による顧客の獲得は、企業努力又は正常な競争を阻害し、公正な競争環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから禁止されています。

第4次

なお、同一販売事業者が異なる地域において、その料金水準を異なるものとするのが合理的な理由の一つになり得る場合があります。例えば、①地域による配送コストや単位消費量の相違②その地域の競争の程度などです。

しかし、いかに競争が激化していたとしても、異なる地域または同一地域において著しく異なる料金水準でLPガスを販売する行為は、不公正な取引方法(独占禁止法違反)に該当する可能性があり、消費者の信頼を損なうものです。

具体的には、その販売の規模、態様、数量およびその価格差などを勘案して判断されます。例えば、ある販売事業者が有力事業者であり、自己の支配が確立されている地域では高価格の料金水準を採用しながら、その他の地域では競争相手を排除するため、採算を度外視した料金水準を採用し他の事業者の事業活動を困難にさせるような場合は、独占禁止法に違反するものと解されます。

② 不当廉売

・「正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるもの」(独占禁止法第2条第9項第3号)

・「独占禁止法第2条第9項第3号に該当する行為のほか、不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」(不公正な取引方法の告示第6項)

「不当廉売」とは、正当な理由がないのにコストを下回る価格、つまり通常では供給を継続することができないような低価格を設定することをいいます。

「不当廉売」による顧客の獲得は、企業努力又は正常な競争を阻害し、公正な競争環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから禁止されています。

第5次 改訂案

③ ぎまんの顧客誘引

・「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること」(不公正な取引方法の告示第8項)

「ぎまんの顧客誘引」とは、価格などの取引条件について、他の販売事業者より著しく有利であると消費者などに誤認させて勧誘することをいいます。

また、他の販売事業者より有利かどうかは、LPガスの価格だけで決まるものではなく、保安面やメンテナンスあるいは将来の供給条件にかかるものも含まれます。LPガスの価格が、他の販売事業者と比べて安いことだけを強調し、その他の条件を説明せず、その他の条件が他の販売事業者と同様であると誤認させ、全体として他の販売事業者よりも取引条件が有利であると誤認させれば、独占禁止法違反となるおそれがあります。

④ 不当な利益による顧客誘引

・「正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取り引きするように誘引すること」(不公正な取引方法の告示第9項)

賃貸物件へのLPガス納入業者の決定に多大な影響力を持つ不動産管理会社や家主に対し、過大な利益を提供して販売事業者の切替えを促すことは、不公正な取引方法に該当するおそれがあります。

(3) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)は、事業者の販売価格について一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示を不当表示として規制しています。

第4次

③ ぎまんの顧客誘引

・「自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について、実際のもの又は競争者に係るものよりも著しく優良又は有利であると顧客に誤認させることにより、競争者の顧客を自己と取引するように不当に誘引すること」(不公正な取引方法の告示第8項)

「ぎまんの顧客誘引」とは、価格などの取引条件について、他の販売事業者より著しく有利であると消費者などに誤認させて勧誘することをいいます。

また、他の販売事業者より有利かどうかは、LPガスの価格だけで決まるものではなく、保安面やメンテナンスあるいは将来の供給条件にかかるものも含まれます。LPガスの価格が、他の販売事業者と比べて安いことだけを強調し、その他の条件を説明せず、その他の条件が他の販売事業者と同様であると誤認させ、全体として他の販売事業者よりも取引条件が有利であると誤認させれば、独占禁止法違反となるおそれがあります。

④ 不当な利益による顧客誘引

・「正常な商慣習に照らして不当な利益をもつて、競争者の顧客を自己と取り引きするように誘引すること」(不公正な取引方法の告示第9項)

賃貸物件へのLPガス納入業者の決定に多大な影響力を持つ不動産管理会社や家主に対し、過大な利益を提供して販売事業者の切替えを促すことは、不公正な取引方法に該当するおそれがあります。

(3) 不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。)は、事業者の販売価格について一般消費者に実際のもの又は競争事業者に係るものよりも著しく有利であると誤認される表示を不当表示として規制しています。

第5次 改訂案

景品表示法第5条

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

1. (略)
2. 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種もしくは類似の商品もしくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
3. (略)

景品表示法を管轄する消費者庁では「不当な価格表示」に関する考え方を次の通り示しています。

①販売価格に関する表示について

ア 自己の販売価格について、実際の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

イ 自己の販売価格について、競争事業者の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②「有利であると一般消費者に誤認される」とは、販売価格が実際と異なって安いという印象を一般消費者に与えることをいう。

「著しく有利」であると誤認される表示か否かは、一般的に許容される誇張の程度を超えて、商品又は役務の選択に影響を与える内容か否かにより判断される。

以上により、LPガス価格の公表に当たっては、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要です。

(4) 液化石油ガス法上の制限

LPガスの過大な営業行為などを是正するために、液化石油ガス法第16条第2項の規定に基づく「販売の方法の基準」として、新たに設けられたものです。

第4次

景品表示法第5条

事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

1. (略)
2. 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種もしくは類似の商品もしくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
3. (略)

景品表示法を管轄する消費者庁では「不当な価格表示」に関する考え方を次の通り示しています。

①販売価格に関する表示について

ア 自己の販売価格について、実際の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

イ 自己の販売価格について、競争事業者の販売価格よりも著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②「有利であると一般消費者に誤認される」とは、販売価格が実際と異なって安いという印象を一般消費者に与えることをいう。

「著しく有利」であると誤認される表示か否かは、一般的に許容される誇張の程度を超えて、商品又は役務の選択に影響を与える内容か否かにより判断される。

以上により、LPガス価格の公表に当たっては、実際には適用されていない料金メニューを、標準的な料金メニュー等として公表した場合には、不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)で禁じている不当表示となるおそれがあることに留意が必要です。

液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の

- 2 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、当該一般消費者等に対し、直接液化石油ガスの供給に係る料金表等を提示し、又は当該施設又は建築物の所有者等を通じて当該料金表等を提示するよう努めること。
- 3 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該施設又は建築物の所有者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。
- 4 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を自己と締結させることを目的として、当該一般消費者等に対し、正常な商慣習を超えた利益を供与しないこと。
- 5 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、当該施設又は建築物の所有者等との間で、当該施設又は建築物の入居者である一般消費者等が液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した貸与契約等を締結しないこと。
- 6 液化石油ガスの販売契約を締結しようとする一般消費者等と消費設備が設置された又は設置される施設又は建築物の所有者とが同一である場合において、当該一般消費者等との間で、液化石油ガス販売事業者を変更することを制限するような条件を付した液化石油ガスの販売契約等を締結しないこと。

① LPガス料金等の情報提供(液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の2)

賃貸集合住宅の場合、入居後は事実上販売事業者を変更できないといった実態を踏まえ、入居前にLPガス料金等の情報を入手できるよう、下記の措置を講じる。

- ア 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)
- イ 入居希望者から販売事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じることを義務付け

② 過大な営業行為の制限(液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の3～6)

販売事業者が、不動産・建設関係者等に対し、設備貸与や紹介料などの形で過大な利益供与を行うなどの営業行為を抑止するため、下記の措置が講じる。

- ア 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
- イ 消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、販売事業者の切替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止

第5次 改訂案

このように営業行為の一部が是正される旨が規定されました。入居希望者からのLPガス料金等の情報提供要請に応じる義務及び、過大な営業行為の制限については、液化石油ガス法で罰則の対象となり(30万円以下の罰金)、販売事業者の登録の取り消しも含め、処分の対象となりました。

③ 罰則関係

液化石油ガス法第百条次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第二項の規定による命令に違反した者
- 一之二 第十六条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 二 第十六条の二第二項、第三十四条第三項、第三十五条の五又は第三十七条の五第三項の規定による命令に違反した者

④ LPガス商慣行通報フォームへの対応

経済産業省資源エネルギー庁は、令和5年12月1日に「LPガス商慣行通報フォーム」を開設しました。今回の制度改正を踏まえ、LPガスの消費者に不利益をもたらすと考えられる商取引に関する情報を受け、そこに寄せられる情報も踏まえて、LPガスを巡る市場監視を強化していくこととしています。

懸念される行為に接した場合は、個別具体的な情報を通報することが望ましいとされています。

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ 「LPガス商慣行通報フォーム」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/lpgass_tsuhoform/index.html

3. 契約の締結

(1) 書面の交付

原則、液化石油ガス法と特定商取引法により、それぞれの書面交付が義務付けられています。

① 液化石油ガス法第14条に定める書面

LPガスの販売契約を締結したときは、14条書面を交付しなければなりません。

《参考として》

周知文書の交付方法(液化石油ガス法施行規則(省令)第27条)で、電磁的方法(電子メール等)を利用することが可能になりました。消費者等に事前に承諾を得る必要があることから、14条書面にその項目を加えました。

14条書面についても同様に電磁的方法(電子メール等)を利用することが可能になりました(液化石油ガス法施行令第5条)。一部再交付(保安業務通知書等)が必要になる際に備えて、事前に承諾を得る項目を加えました。

なお、交付書面への押印は販売事業者において、ご判断ください。

(参考資料：14条書面ひな型参照)

第4次

3. 契約の締結

(1) 書面の交付

原則、液化石油ガス法と特定商取引法により、それぞれの書面交付が義務付けられています。

① 液化石油ガス法第14条に定める書面

LPガスの販売契約を締結したときは、14条書面を交付しなければなりません。

第5次 改訂案

② 特定商取引法第5条に定める契約時書面

訪問販売により契約を締結したときは、申込み時に交付した申込時書面とは別に、契約の内容を明らかにする契約時書面を交付しなければなりません。

ただし、申込みと契約締結が同時に行われるときは、契約時書面の交付のみで済ませることが認められています。

* (再掲)

契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められています。

(2) 消費者契約法の事業者への規制

消費者契約法では、事業者の行為により消費者が誤認・困惑して申込み・契約を行った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

また、契約解除による違約金の制限があります。

① 不実の告知

消費者に事実でないことを伝える行為は禁止されています。

② 重要な事実の不告知

重要な事実を故意に知らせない行為は禁止されています。

③ 断定的判断

将来の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供する行為は禁止されています。

④ 不退去

消費者宅などで退去することを告げられたにもかかわらず退去しない行為(いわゆる押し売り)は禁止されています。

⑤ 監禁

勧誘を受けている場所から退去する旨を告げたにもかかわらず消費者を退去させない行為(いわゆるキャッチセールス)は禁止されています。

⑥ 違約金の制限

契約の解除にともなう違約金の額が事業者が生じる平均的な損害額を超えている場合は、その超えている部分は無効とされています。

第4次

② 特定商取引法第5条に定める契約時書面

訪問販売により契約を締結したときは、申込み時に交付した申込時書面とは別に、契約の内容を明らかにする契約時書面を交付しなければなりません。

ただし、申込みと契約締結が同時に行われるときは、契約時書面の交付のみで済ませることが認められています。

* (再掲)

契約時書面と14条書面の記載事項はほぼ同様なので、契約時書面の内容を盛り込んだ14条書面のみの交付とすることが認められています。

(2) 消費者契約法の事業者への規制

消費者契約法では、事業者の行為により消費者が誤認・困惑して申込み・契約を行った場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

また、契約解除による違約金の制限があります。

① 不実の告知

消費者に事実でないことを伝える行為は禁止されています。

② 重要な事実の不告知

重要な事実を故意に知らせない行為は禁止されています。

③ 断定的判断

将来の変動が不確実な事項について断定的な判断を提供する行為は禁止されています。

④ 不退去

消費者宅などで退去することを告げられたにもかかわらず退去しない行為(いわゆる押し売り)は禁止されています。

⑤ 監禁

勧誘を受けている場所から退去する旨を告げたにもかかわらず消費者を退去させない行為(いわゆるキャッチセールス)は禁止されています。

⑥ 違約金の制限

契約の解除にともなう違約金の額が事業者が生じる平均的な損害額を超えている場合は、その超えている部分は無効とされています。

4. 自社情報の消費者への提供**(1) 標識のウェブサイトでの掲載**

「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令」として液化石油ガス法第7条に定める販売所の標識掲示については、従来の販売所店頭での掲示に加え、令和6年4月1日よりウェブサイト上への掲載が求められることになりました。但し、常時雇用する従業員の数が五人以下である場」もしくは「自らから管理するウェブサイトを有していない場合」は例外となります。

標識の掲示方法について

- ・ 標識のウェブサイト上での掲載は様式に従えば良いので、以下の2つの方法が考えられます。
 - ① ホームページにおいて表形式で所定の内容が表示されるように作成する（※記載例）。
 - ② 実際の事業所に掲示されている金看板をデジカメ等で撮影し、その画像をホームページに貼り込む。
- ・ いずれにせよ、標識で有る以上読み取れるサイズで表示されることが必要（画像の場合は明るさなども注意する）。作成においては、スマートフォンやタブレットでの表示を意識する。
- ・ なお、表示義務違反に伴う罰則は20万円以下の罰金となります。

※記載例 液化石油ガス販売事業者証

登録番号 埼玉県50A0000VA

登録年月日 年 月 日

氏名または名称 ○○プロパン株式会社

代表者の氏名 ○○ ○○

販売所の名称 本店及び所在地 埼玉県さいたま市・・・

(2) 取引の適正化・料金の透明化に向けた自主取組宣言の掲示

令和6年4月2日の制度改正を踏まえ、販売事業者は自ら制度改正を遵守することを宣言し、経済産業省資源エネルギー庁が集約しホームページで公表することで、消費者が宣言済みの事業者であるかどうかを知ることが出来るようにする見える化を目的としています。

流通WGの中間とりまとめにおいては、販売事業者による自主的かつ積極的な取組を目的として、自主取組宣言を行うことが求められています。

具体的な宣言内容として、

- ・ 無償貸与や紹介料支払い等の利益供与を行わない等の宣言
- ・ 上記宣言内容を実施する組織体制（社内ルールの整備、研修の実施等）
- ・ 経営トップや現場担当のコミットメント 等

※参考資料：「取引の適正化・料金の透明化に向けた行動指針」参照

第3章 消費配管・ガス機器等に関して契約時に説明すべき事項

LPガスの取引において、下記の経緯を踏まえ『3. 契約・解約時の注意事項』を遵守し、消費者から選ばれるよう努力しなければなりません。

なお、経済産業省が令和6年4月19日に公表された「中間とりまとめ」において、以下のとおり指摘されています。

【いわゆる「貸付配管」という商慣行】

いわゆる「貸付配管」については、消費者によるLPガスの選択機会を阻害する可能性が課題として挙げられます。すなわち、通常であれば不動産会社・建設会社・ハウスメーカー等から消費者に住宅と一緒に引き渡される屋内配管が、不動産会社・建設会社・ハウスメーカー等への過大な営業(配管工事費を無償とする等)により販売事業者の所有物となることで、囲い込み営業の温床となっていると指摘されています。

販売事業者の切替えが抑制されると、事業者間の競争が制限的となり、不透明なLPガス料金につながるといった問題が生じるおそれがあります。また、LPガスの販売契約解約時の貸付配管の精算について、不透明かつ高額な配管費用が違約金として請求された場合、家主たる消費者側が当該違約金の支払を拒否することがあり、訴訟事件も発生しています。

1. これまでの経緯

平成11年 6月 公正取引委員会は、「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から『無償配管の慣行』の是正を指導しました。

平成11年10月 経済産業省は流通アクションプランを発表し、『無償配管の慣行』を撤廃すべきとしました。

『無償配管の慣行』とは、販売事業者が配管等の設置費用を負担しているにもかかわらず、そのことを消費者や建物所有者に告知せずにLPガスを供給する慣行一般を指すが、販売事業者の中には、消費者が他の事業者からLPガスの供給を受けようとした際、配管等の所有権があるとして、他の事業者からの供給を妨げた事例がありました。

このため、無償配管の慣行は消費者とのトラブルを招くおそれがあるだけでなく、業界全体の信用を損ねることとなるため、撤廃を周知しました。

平成12年 9月 当協会は「LPガス販売指針」を業界自主ルールとして策定し、“いわゆる無償配管の慣行”の撤廃を周知しました。

その結果、いわゆる無償配管の慣行は無くなりました。

第3章 消費配管・ガス機器等の貸付

LPガスの取引において、LPガス設備や機器等を「貸与」する場合があります。このような場合には、下記の経緯を踏まえ『2. 契約時の注意事項』を遵守し、消費者とのトラブルを回避しなければなりません。

1. 過去の経緯

平成11年 6月 公正取引委員会は、「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査報告書」を発表し、競争政策の観点から『無償配管の慣行』の是正を指導しました。

平成11年10月 経済産業省は流通アクションプランを発表し、『無償配管の慣行』を撤廃すべきとしました。

『無償配管の慣行』とは、販売事業者が配管等の設置費用を負担しているにもかかわらず、そのことを消費者や建物所有者に告知せずにLPガスを供給する慣行一般を指すが、販売事業者の中には、消費者が他の事業者からLPガスの供給を受けようとした際、配管等の所有権があるとして、他の事業者からの供給を妨げた事例がありました。

このため、無償配管の慣行は消費者とのトラブルを招くおそれがあるだけでなく、業界全体の信用を損ねることとなるため、撤廃を周知徹底しました。

平成12年 9月 当協会は「LPガス販売指針」を業界自主ルールとして策定し、“いわゆる無償配管の慣行”の撤廃を周知徹底しました。

その結果、いわゆる無償配管の慣行は無くなりました。

第5次 改訂案

第4次

平成29年 2月 経済産業省の取引適正化指針制定内容は以下のとおりです。

- ①標準的な料金メニュー及び月額料金例の公表
- ②一般消費者等が支払うこととなる費用に係る記載事項の説明
- ③料金の値上げ及びその理由の事前通知
- ④一般消費者等からの苦情及び問合せへの適切かつ迅速な処理。

平成29年 3月 当協会は取引適正化指針の制定を受け、「LPGガス販売指針」の第4次改訂版を発行しました。

その後、販売事業者と不動産会社・建設会社・ハウスメーカー・建物所有者などとの間で貸付配管、ガス機器等の無償貸与などにより、入居者たる消費者が不透明で高いLPGガス料金を受け入れざるを得ない状況が大きな問題として取り上げられるようになりました。

これを受けて、令和5年3月から流通WGにおいてその対策の法制化が議論されてきました。

令和 6年 4月 経済産業省はLPGガスの営業行為の一部の是正に向けた対応として液石法施行規則(省令)の公布が行われ、さらに流通WGにて議論された中間とりまとめを公表しました。

令和 6年 7月 経済産業省は液化石油ガス法律行規則(省令)、同規則の運用・解釈通達及び液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針(取引適正化ガイドライン)に関する意見公募手続の結果について発表し、制度改正の考え方を示しました。

令和 7年 4月 三部料金制の義務化

- ①設備費用の外出し表示をすることになりました。
- ②ガス消費に関係ない設備費用の計上を禁止しました。

2. 消費設備に対する営業行為の一部是正

貸付配管については、販売事業者の切替えを抑制するおそれがあり、これにより販売事業者間の競争が制限され、不透明なLPGガス料金、家主たる消費者とのトラブルといった問題が生じるおそれもあります。(改行)経済産業省は、今回の営業行為の一部の是正に向けた望ましい方向性として、業界全体で長年続いてきた、いわゆる無償貸与や紹介料の支払いといった利益供与行為については、過大かどうかにかかわらず、一切行わない方向で取り組むことを期待しています。

併せて、経済産業省は、過大な営業行為の制限や三部料金制の徹底による設備費用の外出し表示・明確化といった制度改正により、一定の改善を期待しており、消費者のLPGガスの選択機会を阻害する可能性は引続きあり得るとし、今後の新規契約においては、貸付配管は行わない方向で取り組んでいくことを期待しております。

現在は、不動産会社・建設会社・ハウスメーカーなどとの契約により、消費配管やガス機器等を販売事業者の負担で設置し、消費者又は建物所有者(アパートの大家など)との14条書面や契約書(以下、「14条書面等」という。)に基づき、販売事業者が利用料金や中途解約時の買い取り費用を徴収する貸付配管が行われています。

貸付配管は、消費者又は建物所有者が納得して契約を締結している点で、「無償配管」とは明らかに異なっています。

3. 契約・解約時の注意事項

(1) 事前説明すべき事項

国の審議会である流通WGにおいて、賃貸住宅における取引が不透明であり改善するよう、これまで指摘されてきました。

また、国交省が平成28年3月31日付通達で(公社)全日本不動産協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会及び(公社)日本賃貸住宅管理協会に対して、賃貸住宅の入居予定者に販売事業者名及び連絡先の情報を提供することが指導されました。

さらに、経済産業省から令和3年6月1日付において、販売事業者が自らLPガスを供給しようとしている新築の賃貸住宅及び既に供給している賃貸住宅において、集合物件に対する当該物件の販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある「LPガス料金表」等により予め賃貸住宅を管理している所有者又は不動産管理会社に情報提供するよう周知依頼がありました。

また、経済産業省が令和6年2月29日付において、上述の内容について再度周知徹底の依頼がありました。

消費者庁においては、令和6年6月に消費者に対して、賃貸住宅の賃貸借契約を締結する前に、LPガス料金等の情報の確認を行うよう周知されております。

入居予定者(もしくは入居希望者)から直接販売事業者へ問い合わせがあった場合には、下記の事項について説明することが義務付けられました。(改正省令第16条第15号の2)

- ① 当該物件のLPガス料金は三部料金制であることを説明し、消費配管や機器等の費用を請求することは出来ません。
また、「所有権」が誰にあるかを説明します。賃貸住宅においては、消費配管等をLPガス料金として費用計上することは適切ではないことから、設備料金は「該当なし」もしくは「0円」とする必要があります。
- ② 「ガス漏れ警報器(以下、「LPガス警報器」という)、「リース機器」がある場合は、その金額及び徴収方法と期間を説明する必要があります。
- ③ 建物所有者の同意を得ずに切り替えることはできないことについて説明する必要があります。

(2) 14条書面交付時に説明すべき事項

14条書面を交付する際は、その内容を説明することは当然ですが、特に、下記の5項目については、トラブル防止のため説明を受けた旨を消費者等の署名を付した書面等により確認しましょう。

液石法施行規則(省令)第13条第5号から第9号

第5号 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目
についての内容の説明

第6号 供給設備及び消費設備の所有関係

2. 契約・解約時の注意事項

(1) 事前説明すべき事項

国の審議会である液化石油ガス流通WGにおいて、賃貸型集合住宅等における取引が不透明であり改善するよう指摘されました。

また、国交省が平成28年3月31日付通達で(公社)全日本不動産協会、(公社)全国宅地建物取引業協会連合会及び(公社)日本賃貸住宅管理協会に対して、賃貸型集合住宅の入居予定者にLPガス販売事業者名及び連絡先の情報を提供することが指導されました。

そのため、入居予定者からのLPガス販売事業者への問い合わせが増加することが予想されるので、下記の事項について説明に努めましょう。

- ① 消費配管や機器等の「所有権」が販売事業者にある場合には、その旨を説明する。
- ② 「利用料」がある場合は、その金額及び徴収方法と期間を説明する。
- ③ オーナー等の同意を得ずに切り替えることはできないことについて説明する。

(2) 14条書面交付時に説明すべき事項

14条書面を交付する際は、その内容を説明することは当然ですが、特に、下記の5項目については、トラブル防止のため説明を受けた旨を消費者等の署名を付した書面等により確認しましょう。

液石法施行規則第13条第5号から第9号

第5号 液化石油ガスの価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目
についての内容の説明

第6号 供給設備及び消費設備の所有関係

第5次 改訂案

第7号 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法

第8号 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

第9号 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

(3) 契約解除時の扱い

将来、契約解除の申し出があった場合には、販売事業者が所有する消費配管や機器等は、原則、適正な対価として14条書面に記載の清算方法で所有権を移転しなければなりません。

4. 貸付配管の取扱い

平成12年のLPガス販売指針の策定以前の消費配管は、①貸付配管の慣行によるものであることが明確なもの、②貸付配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの、③消費配管が販売事業者の所有であることを明確にしてあるもの（貸付配管）に分けて対応する必要があります。

(1) 貸付配管の慣行によるものであることが明確なもの

消費配管の所有権は明確に消費者に帰属していますので、利用料の請求や買取り請求はできません。

(2) 貸付配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの

原則、販売事業者には所有権がなく、利用料の請求や買取り請求はできないものと解されます。

(3) 消費配管が販売事業者の所有であることが明確なもの（貸付配管）

消費者又は建物所有者（アパートの大家等）との間で合意され、いわゆる14条書面等において、利用料や中途解約の条件等が記載されている場合は、消費者に対して、その費用を請求することが出来ます。そうでない場合は、請求することはできません。

第4次

第7号 供給設備及び消費設備の設置、変更、修繕及び撤去に要する費用の負担の方法

第8号 液化石油ガス販売事業者の所有する消費設備を一般消費者等が利用する場合において、当該一般消費者等が支払うべき費用の額及び徴収方法（当該消費設備の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

第9号 消費設備に係る配管について、液化石油ガスの販売契約解除時に液化石油ガス販売事業者から一般消費者等に所有権を移転する場合の精算額の計算方法（当該配管の所有権が液化石油ガス販売事業者にある場合に限る。）

(3) 契約解除時の扱い

将来、契約解除の申し出があった場合には、販売事業者が所有する消費配管や機器等は、原則として適正な対価で所有権を移転しなければなりません。

3. 消費配管・ガス機器等の取扱い

平成12年のLPガス販売指針の策定以前の消費配管は、①無償配管の慣行によるものであることが明確なもの、②無償配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの、③消費配管が販売事業者の所有であることを明確にしてあるもの（貸付配管）に分けて対応する必要があります。

(1) 無償配管の慣行によるものであることが明確なもの

消費配管の所有権は明確に消費者に帰属していますので、利用料の請求や買取り請求はできません。

(2) 無償配管の慣行によるものであるか否か不明確なもの

原則、販売事業者には所有権がなく、利用料の請求や買取り請求はできないものと解されます。

(3) 消費配管が販売事業者の所有であることが明確なもの（貸付配管）

消費者又は建物所有者（アパートの大家など）との間で合意され、いわゆる14条書面等において、利用料や中途解約の条件等が記載されている場合は、消費者に対して、その費用を請求することが出来ます。そうでない場合は、請求することはできません。

第4章 LPガス販売事業者の変更

液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第16号で「供給設備の無断撤去の禁止のルール」が定められています。

消費者の意向を重視し、適正な取引と事業者の変更を円滑に行うためにも、現在LPガスを供給している販売事業者(以下「現販売事業者」という。)や、新たにLPガスを供給する販売事業者(以下「新販売事業者」という。)は、共に法令や本指針を守りましょう。

これまでは、販売事業者が自社の従業員に勧誘させる場合のみならず、外部の事業者(個人を含む)に勧誘行為を委託する場合等についても、本指針に沿って責任を持って対応するよう求めてきました。

今回の制度改正では、販売事業者の切替え営業を代行する事業者等による営業行為が問題となったときは、その責任は販売事業者自身が負うこととなりました。(罰則あり)

1. 解約の通知**(1) 消費者の自由な意思の尊重**

LPガス供給契約の解約は、消費者の自由な意思に基づき行われるものであり、原則として消費者自身により現販売事業者に解約を通知します。

消費者自身の自由な意思とは、
不公正な勧誘などの影響を受けることなく、自主的に判断して、
消費者の自己責任により決定されるものです。

(2) 消費者から委任された場合

- ① 新販売事業者が代理人として委任された場合は、委任状に則って行う必要があります。
- ② 現販売事業者は、消費者本人が自由な意思に基づき作成した委任状であることを確認する必要があり、新販売事業者はこれを妨げてはなりません。
- ③ 新販売事業者は、その委任行為が正当なものであることを現販売事業者に対して証明する必要があります。

第4章 LPガス販売事業者の変更

液化石油ガス法施行規則第16条第16号で「供給設備の無断撤去の禁止のルール」が定められています。

消費者の意向を重視し、適正な取引と事業者の変更を円滑に行うためにも、現在LPガスを供給している販売事業者(以下「現販売事業者」という。)や、新たにLPガスを供給する販売事業者(以下「新販売事業者」という。)は、共に法令や本指針を守りましょう。

また、販売事業者が自社の従業員に勧誘させる場合のみならず、外部の事業者(個人を含む)に勧誘行為を委託する場合等についても、本「販売指針」に沿って責任を持って対応させましょう。

1. 解約の通知**(1) 消費者の自由な意思の尊重**

LPガス供給契約の解約は、消費者の自由な意思に基づき行われるものであり、原則として消費者自身により現販売事業者に解約を通知します。

消費者自身の自由な意思とは、
不公正な勧誘などの影響を受けることなく、自主的に判断して、
消費者の自己責任により決定されるものです。

(2) 消費者から委任された場合

- ① 新販売事業者が代理人として委任された場合は、委任状に則って行う必要があります。
- ② 現販売事業者は、消費者本人が自由な意思に基づき作成した委任状であることを確認する必要があり、新販売事業者はこれを妨げてはなりません。
- ③ 新販売事業者は、その委任行為が正当なものであることを現販売事業者に対して証明する必要があります。

2. LPガス料金等の清算

現販売事業者は、未払い料金及び消費設備^{*}等の清算は、14条書面等に記載された方法により行います。

なお、14条書面等において配管等の所有関係・清算額の計算方法等を明記しなかった場合、消費者に貸付配管等の清算金を請求できません。

^{*}賃貸住宅(アパート、マンションや戸建)における入居者との間では消費設備の清算はありません。

なお、建物所有者等については、第2章2.(4)に記載のとおりです。

3. 供給設備等の撤去

供給設備等の撤去は、原則として所有者である現販売事業者が自ら行います。

新販売事業者は、供給に先立ち、現販売事業者と保安の引継ぎをします。新販売事業者は液化石油ガス法上の義務を履行し、保安の確保に万全を期するように努めましょう。

(1) 1週間ルール

現販売事業者は、消費者から契約解除の申し出があった場合、撤去が著しく困難である場合やその他正当な事由がない限り、原則1週間以内に供給設備を撤去する必要があります。(液化石油ガス法施行規則第16条第16号及び通達)

[例示1] 撤去が著しく困難な場合とは、次のような物理的に撤去が困難である場合が該当します。

- ① 小規模導管供給の場合(集合住宅への供給も含む)
- ② 業務用への供給の場合(相当規模のもの)
- ③ バルク供給による場合 など

[例示2] その他正当な事由とは、次の場合が該当します。

- ① 契約解除の際に清算されるべき清算額(未徴収のLPガス料金、設備貸与料金等を含めた清算額)の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合
- ② 消費者が料金(未徴収のLPガス料金、設備貸与料金など)の支払いを不当に遅らせている場合など

(注1) 上記事由が解消された場合には、速やかに供給設備等を撤去しないと法令違反となります。

2. LPガス料金等の清算

現販売事業者は、未払い料金及び貸付配管等の清算は、14条書面等に記載された方法により行います。

なお、14条書面等において配管等の所有関係・清算額の計算方法等を明記しなかった場合、消費者に貸付配管等の清算金を請求できません。

3. 供給設備等の撤去

供給設備等の撤去は、原則として所有者である現販売事業者が自ら行います。

新販売事業者は、供給に先立ち、現販売事業者と保安の引継ぎをします。新販売事業者は液化石油ガス法上の義務を履行し、保安の確保に万全を期するように努めましょう。

(1) 1週間ルール

現販売事業者は、消費者から契約解除の申し出があった場合、撤去が著しく困難である場合やその他正当な事由がない限り、原則1週間以内に供給設備を撤去する必要があります。(液化石油ガス法施行規則第16条第16号及び通達)

[例示1] 撤去が著しく困難な場合とは、次のような物理的に撤去が困難である場合が該当します。

- ① 小規模導管供給の場合(集合住宅への供給も含む)
- ② 業務用への供給の場合(相当規模のもの)
- ③ バルク供給による場合 など

[例示2] その他正当な事由とは、次の場合が該当します。

- ① 契約解除の際に清算されるべき清算額(未徴収のガス代、設備貸与料金等を含めた清算額)の支払いと供給設備の撤去は同時に履行するとの契約条項がある場合
- ② 消費者が料金(未徴収のガス代、設備貸与料金など)の支払いを不当に遅らせている場合 など

(注1) 上記事由が解消された場合には、速やかに供給設備等を撤去しないと法令違反となります。

第5次 改訂案

(注2) 供給設備の撤去の手続きを故意に遅延させることは法令違反となります。

(注3) 賃貸住宅(アパート、マンションや戸建)における入居者との間では消費設備の清算はありません。なお、建物所有者等については、第2章2.(4)に記載のとおりです。

(2) 無断撤去の禁止

新販売事業者は、解約の申し出があつてから、原則1週間が経過するまでは、その供給設備を撤去できません。また、1週間を経過した場合でも、新販売事業者が自らの判断により一方的に供給設備を撤去することは法令違反となります。

よつて、新販売事業者は、現販売事業者の所有する供給設備の撤去について、消費者または新販売事業者の判断だけで行えるかのような印象を与えるなど、不当な方法による切替えを消費者に勧めることはできません。

(3) 供給設備の撤去費用の請求

現販売事業者は、14条書面等に基づいて、供給設備の撤去に要する費用を適正に算出して、消費者に請求することができます。

(4) 同時履行の実施

14条書面等に同時履行が明記されている場合、販売事業者の変更にもなう諸費用の清算と供給設備の撤去は、同時に行うことができます。

(5) 買取りの協議

販売事業者の変更にあたり、現販売事業者は、14条書面等に基づいて、撤去が困難な供給設備の買取りを協議することができます。

(6) 有資格者による撤去

LPガス設備の取外し等は、液化石油ガス設備士が行わなければなりません。

また、設備等を取外すときは、容器のバルブを確実に閉止するなど安全を確保するように努めましょう。

(7) 賃貸住宅における留意点

賃貸住宅(アパート、マンションや戸建)の賃貸借契約には、様々な特約事項が規定されている場合がありますので、留意しましょう。

配管等の所有者が誰であるかにかかわらず、LPガスを消費しガス料金を支払うのは入居者となりますので、LPガスの供給や変更に当たっては、入居者の意向を十分に尊重するとともに、関係法令や賃貸借契約の内容に留意しましょう。

第4次

(注2) 供給設備の撤去の手続きを故意に遅延させることは法令違反となります。

(2) 無断撤去の禁止

新販売事業者は、解約の申し出があつてから、原則1週間が経過するまでは、その供給設備を撤去できません。また、1週間を経過した場合でも、新販売事業者が自らの判断により一方的に供給設備を撤去することは法令違反となります。

よつて、新販売事業者は、現販売事業者の所有する供給設備の撤去について、消費者または新販売事業者の判断だけで行えるかのような印象を与えるなど、不当な方法による切替えを消費者に勧めることはできません。

(3) 供給設備の撤去費用の請求

現販売事業者は、14条書面等に基づいて、供給設備の撤去に要する費用を適正に算出して、消費者に請求することができます。

(4) 同時履行の実施

14条書面等に同時履行が明記されている場合、販売事業者の変更にもなう諸費用の清算と供給設備の撤去は、同時に行うことができます。

(5) 買取りの協議

販売事業者の変更にあたり、現販売事業者は、14条書面等に基づいて、撤去が困難な供給設備の買取りを協議することができます。

(6) 有資格者による撤去

LPガス設備の取外し等は、液化石油ガス設備士が行わなければなりません。

また、設備等を取外すときは、容器のバルブを確実に閉止するなど安全を確保するように努めましょう。

(7) 賃貸物件における留意点

アパート、マンションや戸建ての賃貸物件の賃貸借契約には、様々な特約事項が規定されている場合がありますので、留意しましょう。

配管等の所有者が誰であるかにかかわらず、LPガスを消費しガス料金を支払うのは入居者となりますので、LPガスの供給や変更に当たっては、入居者の意向を十分に尊重するとともに、関係法令や賃貸借契約の内容に留意しましょう。

第5章 料金の透明性の確保**1. 三部料金制の徹底(設備費用の外出し表示・計上禁止)**

販売事業者は、消費者に対してLPガス料金を請求するときは、三部料金に整理した上で、その算定根拠を通知しなければなりません(設備費用の外出し表示)。

今回の制度改正は、不透明で高いと指摘されているLPガス料金について、料金の透明性を高めつつ、費用回収のあり方を適正化していく趣旨から行われました。

液化石油ガス法施行規則(省令)第16条第15号の

7 一般消費者等に対して液化石油ガスの供給に係る料金その他の一般消費者等の負担となる費用を請求するときは、当該費用を当該一般消費者等が消費した液化石油ガスの量にかかわらず生ずる費用及び当該量に応じて生ずる費用並びに消費設備の貸与等に係る費用に整理し、その料金その他の一般消費者等の負担となる費用の算定根拠を通知すること。

8 一般消費者等に対し、消費設備に係る配管及び液化石油ガス器具等の設置等に係る費用以外の費用を消費設備の貸与等に係る費用として請求しないこと。

9 液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等と消費設備が設置された施設又は建築物の所有者とが異なる場合において、液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等に対し液化石油ガスの供給に係る料金を請求するときは、当該施設又は建築物の所有者が本来負担すべき消費設備の貸与等に係る費用を請求しないこと。ただし、液化石油ガス販売事業者と当該一般消費者等との間で消費設備の貸与等に係る費用の負担方法について合意がある場合は、この限りでない。

消費者に不透明なかたちで、LPガスとは関係ない費用等がLPガス料金として上乗せ回収されている現状を是正するため、下記のとおり対応することとなりました。

- ① 基本料金、従量料金、設備料金からなる三部料金制(設備費用の外出し表示)の徹底
- ② 電気エアコンやインターホン、Wi-Fi機器、宅配ボックス等、LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- ③ 賃貸住宅向けLPガス料金においては、ガス機器等の消費設備費用についても計上禁止

(注) 上記①は新規契約・既存契約ともに適用されます。上記②及び③は新規契約のみ適用されます(既存契約は早期移行努力義務です)。

第5章 料金の透明性の確保

第5次 改訂案

三部料金制の徹底については、令和7年4月1日までに締結済みのLPガス販売契約(既存契約)は、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されませんが、設備費用を外出しすることが義務付けとなります(液化石油ガス法施行規則(省令)附則第2条)。

消費者利益を確保する観点から、新制度に対応したLPガス料金へ速やかに見直していくよう努めましょう(液化石油ガス法施行規則(省令)附則第3条)。

2. 料金情報の提供と十分な説明

LPガス販売契約は、継続的にLPガスを供給する契約です。LPガスという「商品」を売買する契約ですから、LPガスがどのような商品であり、その金額が「いくら」なのかが契約の最も重要なポイントとなります。

液化石油ガス法は、LPガスの供給を開始する際に14条書面等で、「価格の算定方法」※、算定の基礎となる項目等の説明を義務付けています。

この義務を履行し、かつ、消費者とのトラブルを防止するためには、14条書面等の交付と同時に、消費者に「価格の算定方法」を含んだ「料金表」を交付しなければなりません。料金を変更する際も「料金表」を再交付しなければなりません。

※「価格の算定方法」とは・・・
液化石油ガス法通達により、その価格の計算方法
(「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量＋設備料金」等)のことであり、
と記述されています。

なお、料金を変更する場合(価格を下げる場合や輸入価格による料金変更の際の通知を契約した場合を除く)は価格が適用される1ヶ月前※までに通知してください。

※価格が適用される1ヶ月前とは、変更料金が適用される消費開始日から1ヶ月前までに通知することを言います。(実質2ヶ月前)

また、特定商取引法においても、訪問販売などでの申し込み受付時や契約の締結時には、料金、支払い時期、支払い方法などの契約内容に関する重要事項を書面又は電磁的方法(電子メール等)で消費者に交付することが義務付けられています。

《望ましい行為として》

令和7年4月1日時点で締結済みのLPガス販売契約(既存契約)については、設備費用の計上禁止に係る規律は適用されませんが、設備費用を外出しすることが義務付けとなります(液化石油ガス法施行規則(省令)附則第2条)消費者利益を確保する観点からは、新制度に対応したLPガス料金へと速やかに見直していくことが望ましい(液化石油ガス法施行規則(省令)附則第3条)。

第4次

1. 料金情報の提供と十分な説明

LPガス販売契約は、継続的にLPガスを供給する契約です。LPガスという「商品」を売買する契約ですから、LPガスがどのような商品であり、その金額が「いくら」なのかが契約の最も重要なポイントとなります。

液化石油ガス法は、LPガスの供給を開始する際に14条書面等で、「価格の算定方法」※、算定の基礎となる項目等の説明を義務付けています。

この義務を履行し、かつ、消費者とのトラブルを防止するためには、14条書面等の交付と同時に、消費者に「価格の算定方法」を含んだ「料金表」を交付しなければなりません。料金を変更する際も「料金表」を再交付しなければなりません。

※「価格の算定方法」とは・・・
液化石油ガス法通達により、その価格の計算方法
(例えば、「料金＝基本料金＋従量料金×使用した量」等)のことであり、
と記述されています。

なお、貸付設備等がある場合は、その利用料も明示しましょう。

また、特定商取引法においても、訪問販売などでの申し込み受付時や契約の締結時には、料金、支払い時期、支払い方法などの契約内容に関する重要事項を書面で消費者に交付することが義務付けられています。

3. 価格の算定方法

販売事業者は、消費者にLPガス料金の内容を説明し、その理解を得られるようにしなければなりません。そして、自社の価格の算定方法と原価について、明確な認識を持つことが求められており、令和7年4月2日からは三部料金制が義務付けられます。

基本料金、従量料金及び設備料金がいくらであることを認識しておくだけでは足りません。基本料金、従量料金及び設備料金は何を基準にして設定しているのかという点も十分に理解しておきましょう。

【例示1】三部料金制とは、

基本料金、従量料金及び設備料金の三部構成により設定されている料金制度であり、内容的には次のように設定されています。

基本料金：ガスの使用量とは関係なく、ガスの安定供給のため固定的に発生する経費をもって構成されています。一般的には容器・自動切替装置・ガスメータなどの供給設備の償却費、賠償責任保険料、設備の点検などの保安管理費、検針・集金などの管理費用などで構成されています。専ら保安上必要なLPガス警報器の費用については、基本料金に計上しても差し支えないとされています。

従量料金：ガスの使用量に応じて発生する経費をもって構成されています。一般的には仕入代金、配送費、販売などのための経費などで構成されています。

設備料金：基本料金と従量料金の他に、配管・ガス消費に関連する器具等の貸付料金等で構成されています。専ら保安上必要なLPガス警報器の費用については、設備料金に計上しても差し支えないとされています。賃貸住宅の入居者には「該当なし」もしくは「0円」と記載します。

なお、配管・ガス消費に関連する器具等を建物所有者等に貸し付ける場合には、過大な営業行為に該当するおそれがあります。

【例示2】最低責任使用料金制とは、

毎月、一定のガスの使用量(最低責任使用量)まで定額とする料金体系です。それを上回る使用量については、従量料金を加算していく料金制度です。

今回の制度改正により三部料金制へ移行していくことが求められています。

2. 価格の算定方法

販売事業者は、消費者にLPガス料金の内容を説明し、その理解を得られるようにしなければなりません。そして、自社の価格の算定方法と原価について、明確な認識を持つことが求められます。

例えば、二部料金制を採用している販売事業者の場合、基本料金や従量料金がいくらであることを認識しておくだけでは足りません。基本料金と従量料金は何を基準にして設定しているのかという点も十分に理解しておきましょう。

【例示1】二部料金制とは、

基本料金と従量料金の二部構成により設定されている料金制度であり、内容的には次のように設定されています。

基本料金：ガスの使用量とは関係なく、ガスの安定供給のため固定的に発生する経費をもって構成されています。一般的には容器・自動切替装置・ガスメータなどの供給設備の償却費、賠償責任保険料、設備の点検・調査などの保安管理費、検針・集金などの管理費用などで構成されています。

従量料金：ガスの使用量に応じて発生する経費をもって構成されています。一般的には仕入代金、配送費、販売などのための経費などで構成されています。

【例示2】三部料金制とは、

基本料金と従量料金の他に、配管・器具等の貸付料金等を設けた料金体系です。例えば、消費者又は建物所有者との間で貸付契約が締結されている消費配管、給湯器、集中監視システム、ガス警報器等の貸付設備の使用料を別建てとする料金制度です。

【例示3】最低責任使用料金制とは、

毎月、一定のガスの使用量(最低責任使用量)まで定額とする料金体系です。それを上回る使用量については、従量料金を加算していく料金制度です。

第5次 改訂案

【例示3】原料費調整制度とは、

LPガスの輸入価格や為替レートにより原料費が変動することから、それに合わせて一定期間ごとに従量料金を調整する制度です。

なお、経済産業省によれば、本制度を採用している場合には、**変更後の販売価格が適用される日の前までに通知する必要があるとされています。**

ただし、販売契約の際に輸入価格の変動がそのまま販売価格の変更に直結する旨の明示が求められます。

4. 料金情報の積極的な提供

消費者の理解を得るためにも、LPガス料金情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

賃貸住宅については消費者と当該施設又は建築物の所有者等との間で賃貸借契約が締結される前に、消費者に対し、直接又は、その所有者、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じてLPガス料金情報を提供するよう努めなければなりません。なお、価格を改定する際にも、遅滞なくLPガス料金情報を提供するよう努めなければなりません。(努力義務)

ただし、賃貸住宅の入居者(入居希望者)からの直接問い合わせがあった場合には、その当該物件のLPガス料金を提示しなければなりません。(罰則あり)

なお、価格を改定する際にも、適用される消費開始日から1ヶ月前までに通知しなければなりません。

※価格が改定される適用される1ヶ月前とは、変更料金が適用される消費開始日から1ヶ月前までに通知することを言います。(実質2ヶ月前)

(1) 料金表の作成と交付

- ① 契約締結時に**14条書面とともに**消費者に交付するLPガス料金表には、価格の算定方法を明記しましょう。
基本料金〇〇〇〇円、従量料金1立方メートル当たり〇〇〇円、**設備料金〇〇〇円***
*賃貸住宅においては「該当なし」もしくは「0円」とする必要があります。

- ② 料金水準を定期的に見直し、価格を改定する際には、**適用される消費開始日から1ヶ月前(実質2ヶ月前)までに**消費者に対し検針票又は請求書等により、変更後の料金及び変更の理由を通知しましょう。
(変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるようにした上で、変更後の販売価格の文字の大きさや文字色等を変えることにより、容易に判別できるよう記載しましょう。)

第4次

【例示4】原料費調整制度とは、

LPガスの輸入価格や為替レートにより原料費が変動することから、それに合わせて一定期間ごとに従量料金を調整する制度です。

なお、本制度を採用している場合には、従量料金の変動にともなう料金表の再交付は必要ありません。

3. 料金情報の積極的な提供

消費者の理解を得るためにも、LPガス料金情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

(1) 料金表の作成と交付

- ① 契約締結時に消費者に交付する料金表には、価格の算定方法を明記しましょう。
(例えば、基本料金〇〇〇〇円、従量料金1立方メートル当たり〇〇〇円)
- ② 料金水準を定期的に見直し、価格を改定する際には、原則1か月前に消費者に対し検針票又は請求書等により、変更後の料金及び変更の理由を通知しましょう。
(変更前の販売価格と変更後の販売価格が比較できるようにした上で、変更後の販売価格の文字の大きさや文字色等を変えることにより、容易に判別できるよう記載しましょう。)

(2) 情報提供の手段・方法

① 標準的な料金メニュー等の公表

販売事業者は、自社の標準的な料金メニュー及び平均的な使用量に応じた月額料金例を公表しましょう。

また、消費者等からの問い合わせ等があった場合には、その標準的な料金メニュー等により説明しましょう。

なお、賃貸住宅の入居者(入居予定者)からLPガス料金の問い合わせの要請があった場合には、その当該施設又は建築物のLPガス料金を提示しなければなりません。(罰則あり)

② 公表の方法

標準的な料金メニュー等の公表に当たっては、店頭の見えやすい場所に掲示しましょう。

また、自社のホームページを有する販売事業者は、そのホームページに掲載するよう努めましょう。

③ 料金内訳の明記

請求書等に基本料金、従量料金及び設備料金などの内訳を明記しなければなりません。

また、省エネが叫ばれていることから、当月分の使用量と前年同月の使用量を比較する観点から、前年同月の使用量を請求書・領収書・検針表などに記載するよう努めましょう。

(3) 石油情報センターのモニター価格調査への協力

石油情報センターのモニター価格調査は、経済産業省委託事業として実施しているもので、全国のLPガス価格の実態を客観的に明らかにするための重要な指標となっています。

このモニター調査に協力している販売事業者は、回答に際しては最も利用者の多い料金表に基づき回答するよう努めましょう。

(4) 保安サービス等に関する情報提供

現在の家庭用LPガスは品質では全くといっていいほど優劣はありません。従って、他の販売事業者との競争は料金だけということになりかねません。

しかし、実際の消費者は、料金だけではなく保安やその他のサービスを含めて販売事業者を選択します。

そのため、自主的に保安点検を行い、消費者の安全を確保するとともに、ガス切れの恐れもチェックして安定供給に努め、いつでも速やかに対応できる体制を有するというような価格以外のサービスについても消費者に十分に説明することが重要です。

消費者は、それらを販売事業者の価値として認めていただけるはずですが、販売事業者がこのようなサービスを怠っていると、消費者は料金だけの比較で販売事業者を選択することになってしまいかねないので、不断の努力が大切です。

保安業務を委託している販売事業者におかれましては、委託先との契約内容や消費者からの緊急連絡先の確認等を日頃から行うことが保安サービスの充実に繋がります。

(2) 情報提供の手段・方法

① 標準的な料金メニュー等の公表

販売事業者は、自社の標準的な料金メニュー及び平均的な使用量に応じた月額料金例を公表しましょう。

また、消費者等からの問い合わせ等があった場合には、その標準的な料金メニュー等により説明しましょう。

② 公表の方法

標準的な料金メニュー等の公表に当たっては、店頭の見えやすい場所に掲示しましょう。

また、自社のホームページを有する販売事業者は、そのホームページに掲載するよう努めましょう。

③ 料金内訳の明記

請求書等に基本料金・従量料金及び設備利用料などの内訳を明記しなければなりません。

また、省エネが叫ばれていることから、当月分の使用量と前年同月の使用量を比較する観点から、前年同月の使用量を請求書・領収書・検針表などに記載するよう努めましょう。

(3) 石油情報センターのモニター価格調査への協力

石油情報センターのモニター価格調査は、経済産業省委託事業として実施しているもので、全国のLPガス価格の実態を客観的に明らかにするための重要な指標となっています。

このモニター調査に協力している販売事業者は、回答に際しては最も利用者の多い料金表に基づき回答するよう努めましょう。

(4) 保安サービス等に関する情報提供

現在の家庭用LPガスは品質では全くといっていいほど優劣はありません。従って、他の販売事業者との競争は料金だけということになりかねません。

しかし、実際の消費者は、料金だけではなく保安やその他のサービスを含めて販売事業者を選択します。

そのため、自主的に保安点検を行い、消費者の安全を確保するとともに、ガス切れの恐れもチェックして安定供給に努め、いつでも速やかに対応できる体制を有するというような価格以外のサービスについても消費者に十分に説明することが重要です。

消費者は、それらを販売事業者の価値として認めていただけるはずですが、販売事業者がこのようなサービスを怠っていると、消費者は料金だけの比較で販売事業者を選択することになってしまいかねないので、不断の努力が大切です。

